

仕 様 書

1. 件 名：令和4年度海外出張危機管理支援業務
2. 目 的：国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの役職員等が海外出張先において、罹患、紛争等の緊急事態に直面した場合、適切な医療サービスの提供及び最適な安全サービスの提供を得ることが可能となるよう危機管理対策を講じるものである。
3. 対 象 者：国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの出張命令を受け、海外出張する役職員等（以下「会員」という。）
4. 対象人数：79名

【参考】○新型コロナウイルスの影響を勘案した出張者延べ人数 268名
内訳 アジア地域 125名、アフリカ地域 109名、
中南米地域 11名、北米・ヨーロッパ・オセアニア地域 23名

○過去3年間（平成29年度～令和元年度）の平均の出張者延べ人数 535名
内訳 アジア地域 313名、アフリカ地域 156名、
中南米地域 21名、北米・ヨーロッパ・オセアニア地域 45名

○令和3年度の出張者延べ人数（予定） 37名
内訳 アジア地域 3名、アフリカ地域 25名、
中南米地域 6名、北米・ヨーロッパ・オセアニア地域 3名

5. サービス内容

- (1) メディカルサービス（医療アシスタンス・医療緊急移送）
- (2) セキュリティサービス（治安安全サポート・緊急避難移送）

6. 契約期間：令和4年4月1日から令和5年3月31日

7. 業務仕様

- (1) 海外出張先における会員を対象とするメディカルサービス（医療アシスタンス・医療緊急移送サービス）
会員がけがや病気になった場合、※アラームセンター（コールセンター）等を通じて、日本語で医療情報の提供、現地医療機関の紹介、外来・入院手配及び緊急移送手配（最寄の医療最適地への緊急移送手配）を行うこと。

※ アラームセンターは、24時間365日稼働とし、第一報で医学的判断が可能な日本人医師・看護師を含む医療スタッフの対応が可能なこと。

◆全世界を網羅する緊急移送ネットワークを有する説明資料（様式適宜）を提出すること。

①医療緊急移送手配

重篤な症状のため、会員が現地で適切な治療が受けられない場合、最寄の医療最適地までの緊急医療移送に関連する陸・海・空の交通手段の手配、移動中の医療スタッフの付添いを行うこと。

◆的確な移送を確保する観点から、日本語対応可能なアシスタンスセンターの所在地、要員規模、陣容（特に医療関係スタッフ（医師、看護師）数）、体制（現地対応自社スタッフの配置の有無または現地提携企業スタッフの有無）、日本語対応能力を示す資料（様式適宜）を提出すること。

◆アフリカ（ブルキナファソ、セネガル、ナイジェリア、タンザニア、モザンビーク、マダガスカル、エチオピア）及び中南米（メキシコ、ブラジル、ボリビア、コロンビア）からの緊急移送時における日本までの想定行動表を示すこと（想定される現地対応時間を含む）。

②遺体移送

会員が死亡した場合、日本への遺体移送及び現地での埋葬にかかる必要な手配を行うこと。

③医療アドバイス

年中無休・24時間365日、日本語での電話による医療アドバイスを行うこと。

④トラベルアドバイス

電話、E-MAIL、WEBサイトによる海外出張先の最新の渡航・医療情報を提供すること。

⑤医療機関情報提供

会員の病状に最適な現地医療機関（病院、クリニック、専門医、歯科等）情報（名称・住所・電話番号・診療時間等）の提供・紹介を行うこと。

⑥外来・入院診療手配

現地医療機関への外来診療予約及び入院のサポート（予約・手続き等）を行うこと。

⑦医療クレームフォームの書類入手

会員が医療費を保険会社へ求償するための必要書類の入手サポートを行うこと。

⑧帰国医療移送の手配

会員が最寄の医療最適機関に緊急移送後、継続治療やリハビリテーションのため本国の医療機関まで医療移送が必要な場合、その手配を行うこと。

⑨医療費支払い保証とモニタリング

会員が外来受診・入院する場合、受診料・入院費及びその他医療費について、医療機関に支払保障（立替払い）を行うこと。

現地医療機関が会員に請求される医療費につき、その請求額が適切か否かを医師がモニタリングを行い、当センターに報告すること。

⑩医療器具・医薬品の発送

会員に対し、当該国の法令の範囲内で、現地で調達不可能な医薬品や医療器具の調達・発送手配を行うこと。

(2) 海外出張先における会員を対象とするセキュリティサービス（治安安全サポート・緊急避難移送）

会員に対し電話、E-MAIL、Web サイト等により全世界の最新セキュリティ・安全情報を提供し、治安上の緊急事態時に安全な場所への緊急避難を実施すること。

① セキュリティ情報

日本語・英語による電話、E-MAIL、Web サイト等による各国の最新渡航・セキュリティ情報を提供すること。

②緊急時における専門家チームによる情報提供

緊急事態発生後、速やかに危機管理専門チームを結成し、24時間対応の現地ホットラインの提供、現地状況調査を行い、当センターに対し、現地状況の進展、勧告事項の伝達、対処計画及び解決策を提示すること。

③その他セキュリティ関連サービス

要人警護、警備運転手、要人用施設、警備訓練、警備会社などを紹介すること。

④治安上の緊急避難アシスタンス

自然災害、暴動、テロ等治安上の緊急事態の際、会員を現地から最も近い安全で受け入れ可能な場所に避難させるため、現地から陸海空の輸送手段を用いて緊急避難を実施すること。

⑤セキュリティ調査及び緊急対応計画

現地緊急避難に関する現地事前調査や特定国のセキュリティ及び潜在的リスクに対応する緊急対応計画を策定すること。

(3) 費用の支払

年間相当分を一括して支払う。

8. その他：会員に同伴する者が希望した場合、会員と同様のサービスが得られるように手配すること。

なお、発生する費用については別途取り扱うものとし、支払い金額、支払方法等については別に定める。